

企業会計基準委員会 御中

平成18年5月29日  
新日本監査法人  
業務監理本部管掌 田中 章

「棚卸資産の評価原則に関する会計基準」(案)に対する意見

貴委員会から平成18年4月14日に公表された上記の公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願い申し上げます。

記

1. 棚卸資産の簿価切下げの考え方について

(コメント)

棚卸資産についても収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げる考え方に賛成である。

(理由)

近年整備された「金融商品に係る会計基準」や「固定資産の減損に係る会計基準」のような会計基準との整合性の観点から、収益性が低下した場合には帳簿価額を切り下げるという考え方を、棚卸資産についても適用することは妥当と考える。

また、このように他の会計基準との整合性を踏まえる考え方は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、会計情報の有用性は、「内的な整合性」を有することが有用な会計情報の質的な特性であるとの論理にも整合するものと考えられる。

2. 帳簿価額切下げの方法

(コメント)

第9項において営業循環過程から外れた滞留又は処分見込の棚卸資産については、正味売却価額まで切り下げる方法に準じて、その状況に応じ、次のような方法によることができるとして、2つの方法が示されているが、正味売却価額が算定困難な場合の簿価切下げの方法として、できる規定ではなく、原則的な方法として強制規定とすべきである。

(理由)

第39条において、発生原因は相違するものの、従来からの品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損は、正味売却価額が下落することにより収益性が低下しているという観点及び実務上複合的に発生することが一般的であり明確に区分できないことが多いため、これ

らは収益性の低下の観点からは相違がないものとして取り扱うとした論理からは、長期滞留又は処分見込の棚卸資産については、正味売却価額が算定困難な場合の簿価切下げの方法として並列的に扱い強制規定とすべきであると考ええる。

また、このような強制規定はこれまで一定の基準等により健全な会計処理を継続して実施している企業の実務慣行とも整合すると考えられる。

### 3. 洗替え法と切放し法との選択適用について

(コメント)

選択適用ではなく、洗替え法に統一すべきである。

(理由)

収益性が低下した場合の簿価切り下げについて、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っているか否かのみを要件とし、回復可能性については要件としていないこと、したがって事後的に時価が回復する可能性は否めないことから少なくとも収益性が回復した場合にはその回復を反映させる会計処理が合理性を有すると考える。

正味売却価額が回復した場合には、過去に計上した評価損を戻し入れることを認める洗替え法が、期末時点における収益性の低下の有無という簿価切り下げの根拠と整合していること、及び収益性の低下の要因を区別しないで取扱う本公開草案の立場からは洗替え法に統一したとしても実務上実質的な弊害はないと考えられる。また、このような会計処理の方法は国際的な会計基準の考え方とも調和していると考えられる。

### 4. 正味売却価額の見積り.

(コメント)

第49項後段において、「しかしながら、実務上、収益性が低下していないことが明らかであり、事務負担をかけて収益性の低下の判断を行うまでもないと認められる場合には、正味売却価額を見積る必要はないと考えられる。」と規定されているが、これは結論の背景ではなく、会計基準の本文に規定すべきである。

(理由)

本公開草案の目的は、期末において保有する棚卸資産のすべてについて、正味売却価額を算定して帳簿価額と比較することを求める趣旨ではないと考えられるため、正常な営業循環過程にあり収益性が低下していないことが明らかなのは除かれることを会計基準の本文に明示すべきであると考ええる。

以上